兵庫県病院薬剤師会西神戸支部会則

第1条　本会を兵庫県病院薬剤師会西神戸支部と称し、神戸市兵庫区、北区、長田区、須磨区、垂水区、西区に勤務する薬剤師をもって会員とする。

第2条　本会は、薬剤師の研修等を行い、兵庫県病院薬剤師会西神戸支部・東神戸支部ならびに神戸市薬剤師会等の相互の親睦を深めることを目的とする。

第3条　例会は、定期的に開催することを原則とする。

第4条　本会には支部長１名を置き、副支部長、代議員、代議員予備、編集委員、学術委員、情報委員、小病診委員、文化委員、会計で構成し、必要に応じて役員を併任することができるものとする。監事は、前支部長とする。なお、役員は支部長が選出し、会員の承認で決定する。

第5条　本会に顧問、相談役を置くことができる。

第6条　収入：本会の経費は、会費および本部援助金、寄付金、その他をもってこれにあてる。会員会費は１ヵ年 1,000 円とする

第7条　支出：研修会において運営費として規定の金額を計上する。

：研修会において日病薬病院薬学認定薬剤師制度のシールと薬剤師研修センターの認定シールを申請する

：会員の親睦のため、必要な経費を補助する

第8条　会則の変更は議決を要し、議決は会員の3分の２以上の出席する会議において、その過半数によって決議する。

第9条　総会は、年１回開催する。その他必要がある時は支部長が招集する。

第10条　本会の会計年度は、4月１日より翌年3月31日までとする。

第11条　役員の任期は2ヶ年とし、再任は妨げない。

第12条　本会の事務局は、支部長の所属する病院・診療所に置く。

平成10年7月30日　　制定

平成11年4月21日　一部改正

平成13年5月16日　一部改正

平成14年5月23日　一部改正

平成15年5月22日　一部改正

平成20年5月24日　一部改正

平成26年5月29日　一部改正

平成29年5月25日　一部改正